【総則】

（契約の履行）

第１条　乙は表記契約を、別紙仕様書図面及び内訳書その他関係書類により誠実に自ら履行しなければならない。天災事変その他やむを得ない事由により契約期間又は期限を変更しなければならない場合は、その期間又は期限内に事由を詳記した契約期間又は期限の変更願いを差し出し、その承認を得なければならない。ただし、特別の事由があると甲が認めた場合は契約の期間又は期限を越えてもこれをすることが出来る。

２　乙はこの契約の履行に当つては、甲の指定する本区職員の指示に従わなければならない。仕様書、図面及び内訳書その他関係書類に明示されない事項がある場合でも、その性質上当然必要なものは自己の負担で施行するものとする。

第２条　乙の負担する材料はその使用前に本区係員の検査を受け合格したものでなければ使用することができない。

２　検査の結果不合格と決定した材料は遅滞なく持去り速やかに代品を持入れて更に検査を受けなければならない。

（検査及び履行の完了）

第３条　乙は契約事項完了のときは直に届出て甲の定める検査を受けるものとする。検査に要する費用及び検査のため変質、変形又は消耗毀損したものはすべて乙の負担とする。但し特殊の検査に要するものはこの限りでない。

２　前項の検査に合格したときをもつて委託契約を完了したものとする。

３　甲は支障のない限り第１項の届出があつた日から 10 日以内に検査を完了するものとする。

４　第１項の検査に合格しないときは特に１回に限り甲は相当日数を指定して手直しを認めることがある。この場合手直しの終了したときは更に届出て検査を受けなければならない。検査を完了する期間は前項の規定による。

５　前項の場合目的物の引渡しは手直しの検査に合格したときをもつて完了したものとする。

第４条　乙は甲の指定する日時において検査に立会うものとする。乙は立会をしないときは検査の結果について、異議を申し立てることができないものとする。

（損害の補償）

第５条　目的物の引渡前に生じた損害はすべて乙の負担とする。但し甲の責に帰すべき理由により生ぜしめたとき或は天災事変その他で避けることの出来ない非常災害による場合はこの限りでない。

第６条　天災事変その他避けることのできない非常災害に基因して既済部分又は検査持込材料に滅失毀損を生じ、その損害額が契約金額の 10 分の２を超過したときは甲は乙の申し立てによつてその超過金額の２分の１以内を負担することがある。但し乙がその損害発生の防止に関して相当の措置をなさず、又は注意を怠つたと認められるときはこの限りでない。

２　前項による申し立ては損害額証明書を添付の上事実発生の翌日から起算して５日以内にこれをなさなければならない。

３　第１項の損害の事実及び損害額は事実発生の都度甲がこれを認定する。

第７条　甲の交付材料は乙が善良な管理者の注意をもつて保管し、その亡失又は毀損による損害は甲の責に帰すべき理由により生ぜしめたとき、もしくは天災事変その他避けることのできない非常災害による場合の外は乙の負担とする。

（契約金額等の支払い）

第８条　契約金額又は保証金は目的物の給付の確認又は検査終了後乙の適正なる支払い請求書を受理した日から 30 日以内に支払い又は還付するものとする。但し特別の事由ある場合においてはこの限りでない。

２　甲は、契約金額の支払が期限内に終了しないときは、期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、支払金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項に基づき財務大臣が定める率（以下「法定率」という。）と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の率とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

３　甲は契約完了前でも検査に合格した既済部分に対して甲が認めた場合に限り、代価の 10 分の９以内を支払うことがある。

（契約不履行の場合の処置）
第９条　乙は、期間又は期限内に契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき、法定率と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の率とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を違約金として納付するものとする。ただし、甲が個々に分割して履行しても支障ないと認めたときは各部分について計算することがある。
２　第３条の規程による手直しが指定した期間後に亘るときは、前項によつて違約金を納付するものとする。
３　前２項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。
第 10 条　甲は必要があるときは乙と協議の上この契約内容を変更し、又は履行の中止をなすことができる。
２　契約内容変更の場合減少部分の金額が内訳書によることができないときは内訳書の価格を標準としてこれを算定し、増加部分の金額は時価によつてこれを算定するものとする。
（契約保証金）
第 11 条　保証金は契約金額の変更によりこれを増減し、目的物の進捗の程度によりその半額以内を還付することがある。但し契約金額に変更があつた場合は既納保証金が未払い請負金額の 10 分の１以上になるときは更に納入を要しないものとする。
（協議解除）
第 12 条　甲は必要があると認めたときは、乙と協議の上この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
（甲の催告による解除権）
第 13 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
（１）期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込がないと認めたとき
（２）契約履行の着手を遷延したとき
（甲の催告によらない解除権）
第 14 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。
（１）第 24 条の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。
（２）この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。
（３）乙がこの契約の目的達成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（４）乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
（５）契約の目的や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
（６）千代田区契約事務規則第４条及び第５条の規定に該当するとき。
（７）乙又はその代理人がこの契約事項に違反したとき。
（８）前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第 15 条　第 13 条及び前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。
（暴力団等排除）
第 16 条　乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は直ちに契約を解除するものとする。
（１）暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である場合又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
（２）役員等（乙が個人である場合にはその者を乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が自己、自社若しくは第三者の利益を図るため、又は、第三者に損害を加えるため暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条

第２号に規定する暴力団及び前号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用したと認められるとき。

（３）暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。

（４）暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

（５）下請契約、資材・原材料の購入契約、その他の契約にあたり、その契約相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

（６）千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成 23 年８月 26 日 23 千政契担発第 71 号。以下「要綱」という。）第４条に基づく勧告を受けた日から１年以内に再度勧告を受けたとき。

（７）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

２　第１項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責めを負わない。

３　乙は、この契約の履行にあたり要綱第３条に基づく入札参加除外を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ又は委託を行ってはならない。また、乙は、この契約の下請負をし又は受託をした者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。

４　第１項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の有無について情報の交換を行うことができる。

５　乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等又はその関係者から履行妨害又は下請参入の要求等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行わなければならない。また、乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行うよう指導しなければならない。これらを怠った場合には、甲は乙を指名停止とすることができる。

６　乙は、前項の規定による通報及び届出により、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

（乙の催告による解除権）

第 17 条　乙は、甲がこの契約内容に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第 18 条　乙は第 10 条の中止期間が引続き４月以上に及ぶとき又は契約後４月を経過しても着手下命のないときは直ちにこの契約を解除することができるものとする。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条　第 17 条及び前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）

第 20 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）契約期間内に目的を達成することができないとき。

（２）第 16 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（３）前２号に掲げる場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）第 13 条又は第 14 条の規定により契約の目的の達成前にこの契約が解除されたとき。

（２）契約の目的の達成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

３　前２項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前２項の規定は適用しない。

４　第２項の場合（第 14 条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の

納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

5　前項の場合であって、乙が契約保証金の納付をしていないときは契約金額の 10 分の 1 相当額を、又は納付した契約保証金の額が契約金額の 10 分の 1 に充たないときは、その不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

（乙の損害賠償請求等）

第 21 条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（1）第 17 条又は第 18 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（不可抗力による契約金額の変更）

第 22 条　契約締結後において、不測の事件に基づき物価の変動があつて契約金額が著しく不適当であると認められるに至つたときは、その実情に応じ、甲は乙と協議の上契約額を変更することができる。

（相殺）

第 23 条　甲は乙から取得することができる金銭があるときは、乙に対して支払うべき代金又は保証金と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 24 条　乙はこの契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。但し甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（電子契約の効力）

第 25 条　電子契約において契約を締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約締結日から効力を有するものとする。

（補則）

第 26 条　乙はこの契約条項の外、千代田区契約事務規則を遵守し、誠実にこれを履行しなければならない。

## 【産業廃棄物収集運搬に係る特記事項】

甲と乙は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬に関して、次のとおり契約を締結する。ただし、総則との間に相違がある場合は本特記を優先する。

（乙の事業範囲及び許可証の添付）

第１条　この契約の締結にあたり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

（廃棄物の種類及び数量）

第２条　甲が、乙に収集運搬を委託する廃棄物の種類、予定数量及び合計予定金額は、別表のとおりとする。

（収集運搬料金及び支払い）

第３条　甲の委託する廃棄物の収集運搬業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙合意の上、１回あたりの単価にすることができる。

２　甲は、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、乙が廃棄物を確実に運搬したことを確認したときは、乙に収集運搬料金を支払う。

（搬入先）

第４条　乙は、甲から委託された第２条の廃棄物を、甲の指定する別表の処分業者（以下、「丙」という。）の事業場に搬入する。

（マニフェスト）

第５条　甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、乙に交付する。

２　乙は、前項の当該マニフェストを廃棄物とともに丙に回付するとともに、廃棄物を丙の事業場に搬入する都度、マニフェストＢ１（収集運搬業者保管）票及びＢ２（運搬終了）票に丙から受領確認を受け、Ｂ２（運搬終了）票を運搬終了日から１０日以内に甲に送付するとともにＢ１（収集運搬業者保管）票を５年間保存する。

３　甲は、乙から送付されたマニフェストＢ２（運搬終了）票を、Ａ（排出事業者保管）票及び丙から送付されたＤ（処分終了）票及びＥ（最終処分終了）票とともに５年間保存する。

４　乙は、丙から送付されたマニフェストＣ２（処分終了）票を５年間保存する。

（契約期間及び保存））

第６条　この契約の有効期間は、契約書「４．期間又は期限」に標記されているとおりとする。

２　甲及び乙は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後から５年間保存する。

（法令等の遵守）

第７条　乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。関連する政令省令と併せて以下、「法令」という。）及び行政指導等を遵守して、廃棄物の収集運搬を行われなければならない。　甲もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

（義務と責任）

第８条　甲は、収集運搬を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を乙に通知しなければならない。

２　乙は、甲から委託された廃棄物を、その積込み作業の開始から、丙の事業場における荷下ろし作業の完了まで、法令等に基づき適正に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

３　乙は、甲から委託された業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストＢ２（運搬終了）票をもって代えることができる。

（業務の調査等）

第９条　甲は、この契約に係る乙の廃棄物の運搬が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該運搬の状況に係る報告を求めることができる。

（再委託の禁止）

第 10 条　乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に、乙の車両が故障した場合等真にやむを得ない理由により、運搬業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令の定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、収集運搬業務を再委託することができる。

（積替保管）

第 11 条　乙は、甲から委託された廃棄物の積替保管を行ってはならない。

（内容の変更）

第 12 条　甲及び乙は、契約期間及び予定数量の変動等については、甲乙で協議の上、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

（機密保持）

第 13 条　甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（契約の解除）

第 14 条　甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。

２　前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

（協議）

第 15 条　甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上、これを決定する。

別表（第２条、第３条、第４条関係）

<table>
<tr><td>廃棄物の種類</td><td>契約単価（円）</td><td>予定数量<br>(年)</td><td>廃棄物の種類<br>（処分）</td><td colspan="3">処分業者（丙）<br>氏名・名称及び許可番号　　所在地　　処分方法</td></tr>
<tr><td>その他<br>混合廃棄物</td><td>一式<br>￥</td><td></td><td>その他<br>混合廃棄物</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>契約期間中の<br>合計予定金額</td><td colspan="2">円<br>（消費税別）</td><td colspan="4">契約期間は第６条記載のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="7">必要な情報<br>①　その産業廃棄物の性状及び荷姿に関すること<br>②　通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関すること<br>③　他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関すること<br>④　その他取り扱う際に注意すべきこと</td></tr>
</table>

※情勢等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。